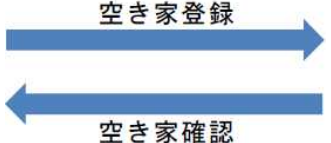



パブリックコメント以外で修正した箇所

ページ	修正前	修正後
目次	<p>第3章 空家等対策に関する基本方針及び基本施策</p> <p>1 基本理念 <u>9</u></p> <p>2 基本方針 <u>9</u></p> <p>(1) 空家等の段階に応じた対応</p> <p>(2) 空家等及びその跡地の利活用の促進</p> <p>(3) 特定空家等に対する適切な措置</p> <p>(4) 市民や関係機関との連携</p> <p>3 基本施策及びその体系 <u>11</u></p> <p>4 各施策の具体的な取組 <u>12</u></p>	<p>第3章 空家等対策に関する基本方針及び基本施策</p> <p>1 基本理念 <u>10</u></p> <p>2 基本方針 <u>10</u></p> <p>(1) 空家等の段階に応じた対応</p> <p>(2) 空家等及びその跡地の利活用の促進</p> <p>(3) 特定空家等に対する適切な措置</p> <p>(4) 市民や関係機関との連携</p> <p>3 基本施策及びその体系 <u>12</u></p> <p>4 各施策の具体的な取組 <u>13</u></p>
	<p>第4章 空家等対策の実施体制</p> <p>1 推進体制の整備 32</p> <p>2 相談体制の構築 33</p> <p>第5章 その他空家等対策の実施に関し必要な事項</p> <p>1 各施策の効果の検証 34</p> <p>2 計画の見直し方針 34</p> <p>3 成果指標の設定 34</p>	<p>第4章 空家等対策の実施体制</p> <p>1 推進体制の整備 32</p> <p><u>(1) 空家等対策協議会</u></p> <p><u>(2) 空家等対策チーム</u></p> <p>2 相談体制の構築 33</p> <p><u>(1) 空家等及びその跡地の利活用に関する相談</u></p> <p><u>(2) 空家等の適切な管理に関する相談</u></p>
	<p>4 取組一覧 35</p> <p>資料編</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法 39</p> <p>○笠岡市空家等の適切な管理に関する条例 45</p> <p>○笠岡市空家等の適切な管理に関する規則 48</p>	<p>第5章 その他空家等対策の実施に関し必要な事項</p> <p>1 各施策の効果の検証 34</p> <p>2 計画の見直し方針 34</p> <p>3 成果指標の設定 34</p> <p>4 取組一覧 35</p> <p>資料編</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法 39</p> <p>○笠岡市空家等の適切な管理に関する条例 45</p> <p>○笠岡市空家等の適切な管理に関する規則 48</p>

ページ	修正前	修正後																																																																																																														
P 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td>19,834</td> <td>20,244</td> <td>19,676</td> <td>19,189</td> <td>18,406</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>59,300</td> <td>57,272</td> <td>54,225</td> <td>50,568</td> <td>46,088</td> </tr> <tr> <td>14歳以下人口</td> <td>8,610</td> <td>7,453</td> <td>6,350</td> <td>5,534</td> <td><u>4,566</u></td> </tr> <tr> <td>15～64歳人口</td> <td>35,406</td> <td>33,665</td> <td>31,046</td> <td>27,349</td> <td><u>23,868</u></td> </tr> <tr> <td>65歳以上人口</td> <td>15,284</td> <td>16,154</td> <td>16,818</td> <td>17,519</td> <td><u>17,654</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">割合</td> <td>14歳以下</td> <td>14.5%</td> <td>13.0%</td> <td>11.7%</td> <td><u>10.9%</u></td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td>59.7%</td> <td>58.8%</td> <td>57.3%</td> <td><u>54.1%</u></td> <td><u>51.8%</u></td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>25.8%</td> <td>28.2%</td> <td>31.0%</td> <td><u>34.6%</u></td> <td><u>38.3%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(国勢調査結果から)</p>		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	世帯数	19,834	20,244	19,676	19,189	18,406	人口	59,300	57,272	54,225	50,568	46,088	14歳以下人口	8,610	7,453	6,350	5,534	<u>4,566</u>	15～64歳人口	35,406	33,665	31,046	27,349	<u>23,868</u>	65歳以上人口	15,284	16,154	16,818	17,519	<u>17,654</u>	割合	14歳以下	14.5%	13.0%	11.7%	<u>10.9%</u>	9.9%	15～64歳	59.7%	58.8%	57.3%	<u>54.1%</u>	<u>51.8%</u>	65歳以上	25.8%	28.2%	31.0%	<u>34.6%</u>	<u>38.3%</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td>19,834</td> <td>20,244</td> <td>19,676</td> <td>19,189</td> <td>18,406</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>59,300</td> <td>57,272</td> <td>54,225</td> <td>50,568</td> <td>46,088</td> </tr> <tr> <td>14歳以下人口</td> <td>8,610</td> <td>7,453</td> <td>6,350</td> <td>5,534</td> <td><u>4,419</u></td> </tr> <tr> <td>15～64歳人口</td> <td>35,406</td> <td>33,665</td> <td>31,046</td> <td>27,349</td> <td><u>23,004</u></td> </tr> <tr> <td>65歳以上人口</td> <td>15,284</td> <td>16,154</td> <td>16,818</td> <td>17,519</td> <td><u>17,064</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">割合</td> <td>14歳以下</td> <td>14.5%</td> <td>13.0%</td> <td>11.7%</td> <td><u>11.0%</u></td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td>59.7%</td> <td>58.8%</td> <td>57.3%</td> <td><u>54.3%</u></td> <td><u>51.7%</u></td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>25.8%</td> <td>28.2%</td> <td>31.0%</td> <td><u>34.8%</u></td> <td><u>38.4%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(国勢調査結果から)</p>		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	世帯数	19,834	20,244	19,676	19,189	18,406	人口	59,300	57,272	54,225	50,568	46,088	14歳以下人口	8,610	7,453	6,350	5,534	<u>4,419</u>	15～64歳人口	35,406	33,665	31,046	27,349	<u>23,004</u>	65歳以上人口	15,284	16,154	16,818	17,519	<u>17,064</u>	割合	14歳以下	14.5%	13.0%	11.7%	<u>11.0%</u>	9.9%	15～64歳	59.7%	58.8%	57.3%	<u>54.3%</u>	<u>51.7%</u>	65歳以上	25.8%	28.2%	31.0%	<u>34.8%</u>	<u>38.4%</u>
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年																																																																																																											
世帯数	19,834	20,244	19,676	19,189	18,406																																																																																																											
人口	59,300	57,272	54,225	50,568	46,088																																																																																																											
14歳以下人口	8,610	7,453	6,350	5,534	<u>4,566</u>																																																																																																											
15～64歳人口	35,406	33,665	31,046	27,349	<u>23,868</u>																																																																																																											
65歳以上人口	15,284	16,154	16,818	17,519	<u>17,654</u>																																																																																																											
割合	14歳以下	14.5%	13.0%	11.7%	<u>10.9%</u>	9.9%																																																																																																										
	15～64歳	59.7%	58.8%	57.3%	<u>54.1%</u>	<u>51.8%</u>																																																																																																										
	65歳以上	25.8%	28.2%	31.0%	<u>34.6%</u>	<u>38.3%</u>																																																																																																										
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年																																																																																																											
世帯数	19,834	20,244	19,676	19,189	18,406																																																																																																											
人口	59,300	57,272	54,225	50,568	46,088																																																																																																											
14歳以下人口	8,610	7,453	6,350	5,534	<u>4,419</u>																																																																																																											
15～64歳人口	35,406	33,665	31,046	27,349	<u>23,004</u>																																																																																																											
65歳以上人口	15,284	16,154	16,818	17,519	<u>17,064</u>																																																																																																											
割合	14歳以下	14.5%	13.0%	11.7%	<u>11.0%</u>	9.9%																																																																																																										
	15～64歳	59.7%	58.8%	57.3%	<u>54.3%</u>	<u>51.7%</u>																																																																																																										
	65歳以上	25.8%	28.2%	31.0%	<u>34.8%</u>	<u>38.4%</u>																																																																																																										
P 5	<p>高齢者世帯数は、65歳以上<u>の</u>高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯<u>ともに増加</u>しています。</p>	<p>高齢者世帯数は、65歳以上<u>のみ一般世帯数が増加し、全世帯に占める</u>高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯<u>の割合が上昇</u>しています。</p>																																																																																																														
P 7	<p>市民から窓口に寄せられた管理不全な空家等に関する相談は、法が施行された平成27年度は73件<u>だった</u>が、それ以降は、20件から30件で推移し、令和元年度以降増加傾向にあります。</p>	<p>市民から窓口に寄せられた管理不全な空家等に関する相談は、法が<u>全部</u>施行された平成27年度は73件<u>でした</u>が、それ以降は、20件から30件で推移し、令和元年度以降増加傾向にあります。</p>																																																																																																														
P 1 1	<p>条例<u>では</u>市と市民が協働で取組を進めることが規定されています。</p> <p>このため、市民からの相談ニーズに対応できるよう、行政内部の関係する部署が連携し、さらに、宅地建物取引業などの関係事業者や関係資格専門家の団体との連携を図り<u>対応</u>します。</p>	<p>条例<u>には、</u>市と市民が協働で取組を進めることが規定されています。</p> <p>このため、市民からの相談ニーズに対応できるよう、行政内部の関係する部署が連携し、さらに、宅地建物取引業などの関係事業者や関係資格専門家の団体との連携を図ります。</p>																																																																																																														

ページ	修正前	修正後
P 1 5	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり出前講座の実施や岡山県空家等対策推進協議会を構成する関係団体との連携によるセミナーや相談会<u>を</u>開催 ・市民意識調査等による空家等に関する認識<u>を</u>把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり出前講座の実施や岡山県空家等対策推進協議会を構成する関係団体との連携によるセミナーや相談会<u>の</u>開催 ・市民意識調査等による空家等に関する認識<u>の</u>把握
P 1 7	<p>これから居住したい<u>空家等</u>や現在の住まいに、必要な設備や耐震性が備わっていないため、活用や住み続けることを断念する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等及びその跡地の活用を促すため、既存制度の拡充やD I Y補助等の新しい制度<u>を</u>検討 	<p>これから居住したい<u>空き家</u>や現在の住まいに、必要な設備や耐震性が備わっていないため、活用や住み続けることを断念する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等及びその跡地の活用を促すため、既存制度の拡充やD I Y補助等の新しい制度<u>の</u>検討
P 1 8		
P 1 9	<p>※1 <u>「若者会議」とは、若者が住みやすいまちにするため、若者が自ら考え、自ら企画し、自ら実行するための場として、市が組織する団体です。</u></p> <p>※2 <u>「地域おこし協力隊」とは、地方自治体が都市住民の方々を受け入れて委嘱し、一定期間以上、第一次産業（農林漁業など）の応援や地域振興、地域住民の方の生活サポートなど、地域協力活動に従事することで、地域社会の新たな担い手として、地域力の維持・強化を図ることを目的とした国の制度です。</u></p>	<p>※1 <u>「地域おこし協力隊」とは、地方自治体が都市住民の方々を受け入れて委嘱し、一定期間以上、第一次産業（農林漁業など）の応援や地域振興、地域住民の方の生活サポートなど、地域協力活動に従事することで、地域社会の新たな担い手として、地域力の維持・強化を図ることを目的とした国の制度です。</u></p> <p>※2 <u>「若者会議」とは、若者が住みやすいまちにするため、若者が自ら考え、自ら企画し、自ら実行するための場として、市が組織する団体です。</u></p>

ページ	修正前	修正後
P 2 3	<p>空家等は、所有者等が自主的に<u>除却する</u>ことが基本となりますが、経済的理由により維持管理ができない等の場合があります。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれ<u>の</u>あると認定した「特定空家等」については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、放置することが不適切であることから、除却に関する支援を行うことにより、所有者等による除却を促します。また、住宅を除却することにより固定資産税等の住宅用地特例の適用外となり、その跡地に係る税額が上がるため、老朽度の高い住宅であっても除却が進まない傾向にあります。このことから、老朽空き家の除却後における土地の固定資産税等の上昇の負担を軽減する支援を引き続き行います。</p>	<p>空家等は、所有者等が自主的に<u>維持管理</u>することが基本となりますが、経済的理由により維持管理ができない等の場合があります。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれ<u>が</u>あると認定した「特定空家等」については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、放置することが不適切であることから、除却に関する支援を行うことにより、所有者等による除却を促します。また、住宅を除却することにより固定資産税等の住宅用地特例の適用外となり、その跡地に係る税額が上がるため、老朽度の高い住宅であっても除却が進まない傾向にあります。このことから、老朽空き家の除却後における土地の固定資産税等の上昇の負担を軽減する支援を引き続き行います。</p>
P 2 4	<p>ア 建築物<u>の</u>崩壊，落階している，又はそのおそれがある。</p>	<p>ア 建築物<u>が</u>崩壊，落階している，又はそのおそれがある。</p>
P 2 5	<p>ア ごみ等の放置，不法投棄による悪臭の発生があり，<u>地域住人</u>の日常生活に支障を及ぼしている，又は地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが，ごみ等の放置，不法投棄による悪臭の発生のおそれがある。</p>	<p>ア ごみ等の放置，不法投棄による悪臭の発生があり，<u>地域住民</u>の日常生活に支障を及ぼしている，又は地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが，ごみ等の放置，不法投棄による悪臭の発生のおそれがある。</p>
P 2 6	<p>(2) 空家等に<u>すみついた</u>動物等が原因で，以下の状態にあるもの</p>	<p>(2) 空家等に<u>住みついた</u>動物等が原因で，以下の状態にあるもの</p>
P 2 8	<p>2 そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態</p>	<p>2 そのまま放置すれば<u>著しく</u>衛生上有害となるおそれのある状態</p>

ページ	修正前	修正後
P 3 0		
P 3 2	空家等対策協議会及び空家対策チームに関すること。	空家等対策協議会及び空家等対策チームに関すること。
P 3 3	<p>(1) 空家等の利活用に関する相談</p> <p>ア 空家等の所有者等からの相談 所有する空家等の賃貸又は売却に関する相談があった場合は、空き家バンクへの登録を促します。</p> <p>イ 空家等の利活用希望者からの相談 利活用希望者から空家等の利活用（賃貸又は購入）に関する相談があった場合は、空き家バンクの情報を提供します。</p>	<p>(1) 空家等及びその跡地の利活用に関する相談</p> <p>ア 空家等及びその跡地の所有者等からの相談 所有する空家等及びその跡地の賃貸又は売却に関する相談があった場合は、空き家・空き地バンクへの登録を促します。</p> <p>イ 空家等及びその跡地の利活用希望者からの相談 利活用希望者から空家等及びその跡地の利活用（賃貸又は購入）に関する相談があった場合は、空き家・空き地バンクの情報を提供します。</p>

ページ	修正前	修正後						
P 3 4	<p>本計画の進行については、空家等対策協議会に報告を行います。その上で、計画に基づく本市の支援措置や空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて計画<u>を</u>見直しを行います。</p>	<p>本計画の進行については、空家等対策協議会に報告を行います。その上で、計画に基づく本市の支援措置や空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて計画<u>の</u>見直しを行います。</p>						
	<p>本計画における進捗状況を管理するため、基本施策に対応した成果指標とするとともに、上位計画等との整合性や定期的なモニタリングの可否等を勘案し、以下の目標値を設定します。</p>	<p><u>本</u>計画における進捗状況を管理するため、基本施策に対応した成果指標とするとともに、上位計画等との整合性や定期的なモニタリングの可否等を勘案し、以下の目標値を設定します。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="347 612 817 702">地域が主体となって空き家対策を実施している地区数</td> <td data-bbox="822 612 996 702">1 <u>件</u></td> <td data-bbox="1001 612 1176 702">5 <u>件</u> (R4～R8)</td> </tr> </table>	地域が主体となって空き家対策を実施している地区数	1 <u>件</u>	5 <u>件</u> (R4～R8)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1202 612 1673 702">地域が主体となって空き家対策を実施している地区数</td> <td data-bbox="1677 612 1852 702">1 <u>地区</u></td> <td data-bbox="1856 612 2031 702">5 <u>地区</u> (R4～R8)</td> </tr> </table>	地域が主体となって空き家対策を実施している地区数	1 <u>地区</u>	5 <u>地区</u> (R4～R8)
	地域が主体となって空き家対策を実施している地区数	1 <u>件</u>	5 <u>件</u> (R4～R8)					
地域が主体となって空き家対策を実施している地区数	1 <u>地区</u>	5 <u>地区</u> (R4～R8)						
<p>基本施策2 空家等の流通・利用促進</p>	<p>基本施策2 空家等 <u>・跡地</u>の流通・利用促進</p>							

ページ	修正前	修正後																														
P 3 5	<p>計画策定に必要な空き家の所在やその状態等を把握するために実施した調査の概要を記載するもの</p> <p>空家等についての意識を広く市民の間で普及させ、新たな空家等が発生しないようする管理責任や適正管理を啓発するもの</p> <p>窓口・通知でのチラシによる啓発【新規】</p>	<p>空き家の所在やその状態等を把握するために実施した調査の概要を記載するもの</p> <p>空家等についての意識を広く市民の間で普及させ、新たな空家等が発生しないよう管理責任や適正管理を啓発するもの</p> <p>窓口・通知でのチラシによる啓発</p>																														
P 3 6	<p>空き家バンクに登録した空き家に残っている家財道具などの処分・搬出することにより、空き家の利用を促進するもの</p> <p>修正前</p> <table border="1" data-bbox="353 719 2029 879"> <tr> <td data-bbox="353 719 913 778">空き家バンク活用奨励金交付事業</td> <td data-bbox="918 719 1756 778">町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの</td> <td data-bbox="1760 719 2029 778">定住促進センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 782 913 841">空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業</td> <td data-bbox="918 782 1756 841">空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用を助成することにより、空き家の利用を促進するもの</td> <td data-bbox="1760 782 2029 841">定住促進センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 844 913 879">空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業</td> <td data-bbox="918 844 1756 879">老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの</td> <td data-bbox="1760 844 2029 879">定住促進センター</td> </tr> </table> <p>修正後</p> <table border="1" data-bbox="353 951 2029 1110"> <tr> <td data-bbox="353 951 913 1010">空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業</td> <td data-bbox="918 951 1756 1010">空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用の一部を助成することにより、空き家の利用を促進するもの</td> <td data-bbox="1760 951 2029 1010">定住促進センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1013 913 1048">空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業</td> <td data-bbox="918 1013 1756 1048">老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの</td> <td data-bbox="1760 1013 2029 1048">定住促進センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1051 913 1110">空き家バンク活用奨励金交付事業</td> <td data-bbox="918 1051 1756 1110">町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの</td> <td data-bbox="1760 1051 2029 1110">定住促進センター</td> </tr> </table> <p>地域独自の取組の参考となるよう、身近な活用事例を情報提供するもの</p>	空き家バンク活用奨励金交付事業	町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの	定住促進センター	空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用を助成することにより、空き家の利用を促進するもの	定住促進センター	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの	定住促進センター	空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用の一部を助成することにより、空き家の利用を促進するもの	定住促進センター	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの	定住促進センター	空き家バンク活用奨励金交付事業	町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの	定住促進センター	<p>空き家バンクに登録した空き家に残っている家財道具などの処分・搬出に要する費用の一部を助成することにより、空き家の利用を促進するもの</p> <p>修正前</p> <table border="1" data-bbox="1209 719 2029 879"> <tr> <td data-bbox="1209 719 1769 778">空き家バンク活用奨励金交付事業</td> <td data-bbox="1774 719 2029 778">町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 782 1769 841">空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業</td> <td data-bbox="1774 782 2029 841">空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用を助成することにより、空き家の利用を促進するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 844 1769 879">空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業</td> <td data-bbox="1774 844 2029 879">老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの</td> </tr> </table> <p>修正後</p> <table border="1" data-bbox="1209 951 2029 1110"> <tr> <td data-bbox="1209 951 1769 1010">空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業</td> <td data-bbox="1774 951 2029 1010">空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用の一部を助成することにより、空き家の利用を促進するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1013 1769 1048">空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業</td> <td data-bbox="1774 1013 2029 1048">老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1051 1769 1110">空き家バンク活用奨励金交付事業</td> <td data-bbox="1774 1051 2029 1110">町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの</td> </tr> </table> <p>地域の取組の参考となるよう、身近な活用事例を情報提供するもの</p>	空き家バンク活用奨励金交付事業	町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの	空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用を助成することにより、空き家の利用を促進するもの	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの	空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用の一部を助成することにより、空き家の利用を促進するもの	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの	空き家バンク活用奨励金交付事業	町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの
空き家バンク活用奨励金交付事業	町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの	定住促進センター																														
空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用を助成することにより、空き家の利用を促進するもの	定住促進センター																														
空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの	定住促進センター																														
空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用の一部を助成することにより、空き家の利用を促進するもの	定住促進センター																														
空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの	定住促進センター																														
空き家バンク活用奨励金交付事業	町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの	定住促進センター																														
空き家バンク活用奨励金交付事業	町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの																															
空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用を助成することにより、空き家の利用を促進するもの																															
空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの																															
空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリフォームする費用の一部を助成することにより、空き家の利用を促進するもの																															
空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部を助成することにより、空き地バンクへの登録を促進するもの																															
空き家バンク活用奨励金交付事業	町内会、行政協力委員等の多様な主体の協働による空家等対策事業に取り組みまちづくり協議会、NPO法人との連携による空き家バンク登録の促進等により、交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの																															
P 3 7	<table border="1" data-bbox="353 1249 949 1385"> <tr> <td data-bbox="353 1249 949 1321">文書等による管理の促進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1324 949 1385">所有者等への情報提供</td> </tr> </table>	文書等による管理の促進	所有者等への情報提供	<table border="1" data-bbox="1209 1249 1827 1385"> <tr> <td data-bbox="1209 1249 1827 1321">文書等による管理の促進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1324 1827 1385">所有者等への情報提供による意向把握</td> </tr> </table>	文書等による管理の促進	所有者等への情報提供による意向把握																										
文書等による管理の促進																																
所有者等への情報提供																																
文書等による管理の促進																																
所有者等への情報提供による意向把握																																

ページ	修正前	修正後	
P 3 7	協働のまちづくり課・都市計画	協働のまちづくり課・都市計画課	
	修正前		
	既存制度拡充・新設検討	除却に関する既存制度の拡充や新しい制度を検討するもの	定住促進センター・税務課・都市計画課
	地区説明会・広報紙・ホームページによる制度周知	除却に関する支援を周知するもの	定住促進センター・都市計画課
	修正後		
	地区説明会・広報紙・ホームページによる制度周知	除却に関する支援を周知するもの	定住促進センター・都市計画課
	既存制度拡充・新設検討	除却に関する既存制度の拡充や新しい制度を検討するもの	定住促進センター・税務課・都市計画課
	修正前		
	老朽空き家等解体撤去に係る固定資産税等相当額一部助成事業	老朽空き家が管理不全な状態になることを防止し、解体撤去による所有者の税負担を軽減するもの	定住促進センター
	特定空家等解体撤去費助成金交付事業	適正な管理が行われていない特定空家等の除却を図るもの	都市計画課
修正後			
特定空家等除却事業補助制度	適切な管理が行われていない特定空家等の除却を図るもの	都市計画課	
老朽空き家等解体撤去に係る固定資産税等相当額一部助成制度	老朽空き家が管理不全な状態になることを防止し、解体撤去による所有者の税負担を軽減するもの	定住促進センター	
P 3 8	特定空家等の認定	特定空家等の判断基準	
P 4 5	○笠岡市空家等の適切な管理に関する条例(案)	○笠岡市空家等の適切な管理に関する条例	
	(令和__年__月__日笠岡市条例第__号)	(令和4年3月29日笠岡市条例第13号)	
P 4 8	○笠岡市空家等の適切な管理に関する規則(案)	○笠岡市空家等の適切な管理に関する規則	
	(令和__年__月__日笠岡市規則第__号)	(令和4年3月29日笠岡市規則第6号)	

ページ	修正前	修正後
P 4 8	<p>第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）及び笠岡市空家等の適切な管理に関する条例（令和__年笠岡市条例第__号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）及び笠岡市空家等の適切な管理に関する条例（令和 4 年笠岡市条例第 1 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
P 4 9	<p>6 法第 1 4 条第 7 項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書（様式第 1 1 号）により行うものとし、同項の規定による公告は、公開による意見の聴取を実施する旨の公告（様式第 1 2 号）により行うものとする。</p>	<p>6 法第 1 4 条第 7 項の規定による通知は、公開による意見の聴取実施通知書（様式第 1 1 号）により行うものとし、同項の規定による公告は、公開による意見の聴取を実施する旨の公告（様式第 1 2 号）により行うものとする。</p>